

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護老人保健施設 葵の園・我孫子では、介護職員に対して介護職員等特定処遇改善加算を取得し、介護職員の賃金改善に努めています。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件として下記の要件を満たしている必要があります。

- ・処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを届け出ていること。
- ・「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康促進」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに 1 以上の取組を行うこと。
- ・特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公開制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外から見える形で公表すること。（見える化要件）

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表します。

介護職員等特定処遇改善加算 情報公表

区分	内 容
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供